

橋梁工事区域通航に際してのお願い

小名浜港においては、東港(人工島)へ連絡するため、平成21年度より臨港道路の整備を実施しております。
平成27年2月中旬迄は、関係各位様のご理解とご協力により、すべての橋脚(4基)より上部工事(張出し架設)を行ってまいりました。
また、平成26年11月以降は、P7の鋼管矢板撤去・防舷材設置及び東港側の上部工(張出し架設)を行うことにより、通行路幅の変更及び航路上空の制限も生じることとなりましたが、関係各位様のご理解、ご協力に感謝するとともに、今後ともご不便をお掛けすることになると思います。
安全な海上航行確保のため、施工には十分注意いたしますが、以下に示す航路部通航の形態及び方法に、ご理解を頂き、関係各位様のご協力を再度お願いいたします。

東北地方整備局 小名浜港湾事務所 TEL 0246-53-7102
<http://www.pa.thr.mlit.go.jp/onahama/>

【施工位置図】



【施工位置拡大図】

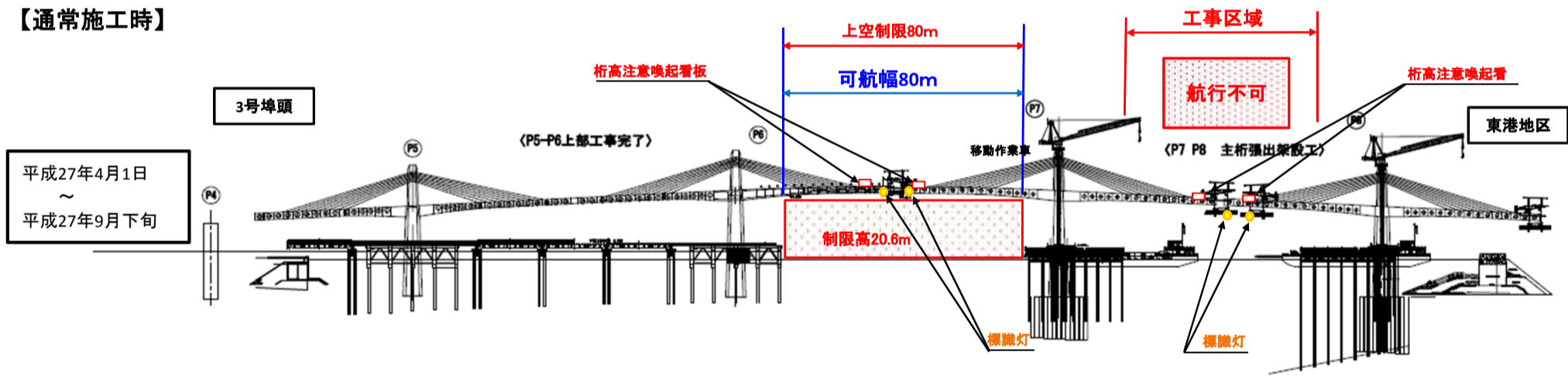


【航行形態】 * 平成27年4月1日～平成27年9月30日迄

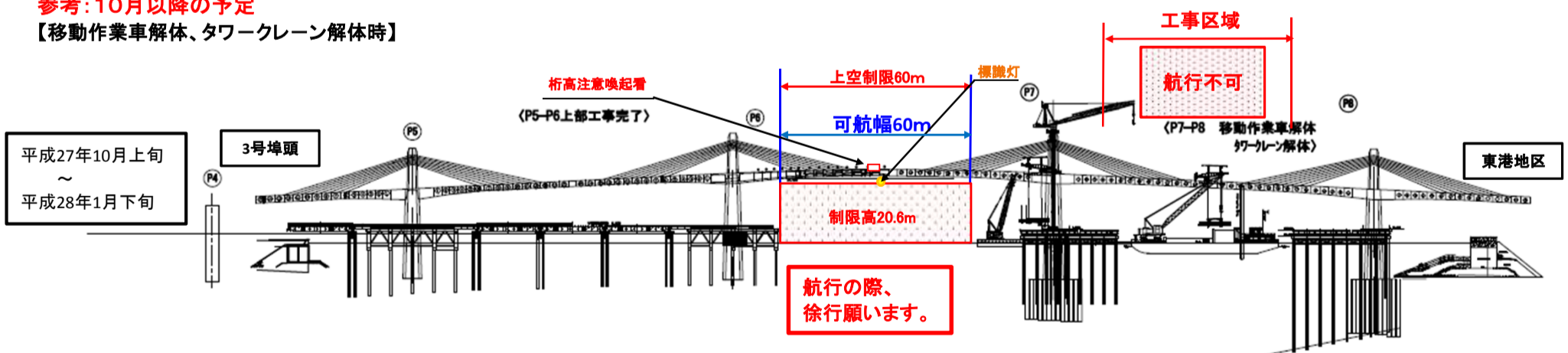
【航路通航の注意事項】

- ① 平成27年4月1日以降、航路上空の橋梁張出し架設が本格化してまいります。
- ② 中央航路部(可航幅80m区間)は、3号埠頭側の40mは工事が完了。東港側の40mは張出架設作業中で上空制限が生じるため、高さ20.6m以上の船舶は三崎航路を通行するようお願いします。
- ③ 可航幅が狭く、行き会い航行が危険であるため、大型船の入出港時は、行き会い航行を回避するようお願いします。また航行の際は徐行をお願いします。
- ④ 大型船と小型船が行き会う場合は、大型船の航行を優先をお願いします。
- ⑤ なお、10月以降に予定しておりますP7-P8の移動作業車解体、及びタワークレーン解体の時は航行船舶は入出港船舶とも、中央航路部(P6～P7間)可航幅60m間の通航をお願いすることになります。それ以外の通常施工時は航行船舶は入出港船舶とも、中央航路部(P6～P7間)可航幅80m間を通航願います。

【通常施工時】



参考: 10月以降の予定
【移動作業車解体、タワークレーン解体時】



【桁下高さ注意喚起看板】

*白地(反射板) 赤文字
長さ5.0m

P6-P7 高さ 0.85m **桁下高 20.6m**

P7-P8 高さ 0.85m **桁下高 14.6m**

* 航路張出し架設中は、移動作業車先端に夜間明示用灯標(黄色)を設置するとともに、側面には桁高注意喚起看板を設置します。夜間は移動作業車全体が視認できるよう照明を行います。

【連絡先】

清水・東亜・川田 特定建設工事共同企業体(その2工事)
住所: 〒971-8101 福島県いわき市小名浜字宮下31-1
TEL: 0246-84-6324 FAX: 0246-84-6413

現場代理人 北村 裕
担当者 末松 竜哉